

## 元本通貨変動型円仕組預金「コイントス」 募集要項

2019年2月18日作成

2019年3月1日更新

|       |  |                  |                                      |
|-------|--|------------------|--------------------------------------|
| 商品名   | 元本通貨変動型円仕組預金「コイントス」 1ヵ月（NZドル型）                       |                  |                                      |
| 特約通貨  | NZドル   | 適用金利<br>( )内は税引後 | 年 6.0000 % (税引前)<br>(年 4.78110000 %) |
| 預入期間  | 1ヵ月  | 預入単位             | 10万円以上1円単位                           |
| 預入日   | 2019年3月5日（火）   | 満期日              | 2019年4月5日（金）                         |
| 募集期間  | 2019年2月19日（火） ～ 2019年2月28日（木）                        |                  |                                      |
| 特約レート | 1 NZD = 75.96 円<br>※2019年3月1日（金）東京時間午前10時の当社為替レート 0円 |                  |                                      |
| 特約判定日 | 2019年4月3日（水）   |                  |                                      |

※ この預金は預金保険制度の対象です。当社にお預入れいただいている他の預金保険の対象となる預金と合算して、元本合計1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、お預入れ時における円定期預金（この預金と同一の期間および金額）の金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。また、特約の実行により、満期日に、元本を特約通貨に交換し、外貨普通預金に振替えた場合には、預金保険制度の対象外となります。

※ この預金には為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。満期時において、この預金の元本が特約通貨にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レート（特約レート）で元本が特約通貨に交換される可能性が高くなります。この場合、特約通貨にて払い戻された元本を払戻時の実勢為替レートにて円貨に交換すると、預入時の元本金額を下回り、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。

また、元本が預入通貨（円貨）にて払い戻される場合には、満期時における実勢為替レートが特約レートより円安であっても、円安メリット（為替差益）を享受することはできません。

※ この預金は、原則として中途解約はできません。ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく調整金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。

※ 特約判定日の基準レートが特約レートより円高の場合、満期日に元本を特約レートで特約通貨に交換し、代表口座の該当通貨の外貨普通預金に振替えます。特約判定日の基準レートが特約レートと同じか円安の場合、満期日に元本を円貨のまま代表口座円普通預金に振替えます。

基準レート・東京時間午後3時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レート

特約レート・募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに、当社所定の一定の幅を加えた為替レート

特約通貨（外貨）にて払い戻された元本を売却して円貨にする場合、外国為替レート（売却レート）には当社所定の為替コストが含まれます。売却レートは当社Webサイトにてご確認くださいませ。

# 住信SBIネット銀行

※ 個人のお客さまは、利息に対して20.315%（国税15.315%（復興特別所得税を含む）、地方税5%）の税率により源泉徴収されます（源泉分離課税）。マル優のお取扱いはありません。  
法人のお客さまは、利息に対して15.315%（国税15.315%（復興特別所得税を含む））の税率により源泉徴収されます。